未曽有の広域災害がもたらした被害

~東日本大震災発生から2か月~

国土交通委員会調査室 中村 いずみ

平成23年3月11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の国内観測史上最大の巨大地震が発生した。それにより発生した大津波は、宮城県、岩手県、福島県を中心に、東日本太平洋岸一帯に甚大な被害をもたらした。また、この地震・津波によって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所の事故により、地震・津波・原発事故の複合災害となっている。

本稿では、東日本大震災における地震・津波による被害状況と政府等の対応をまとめる とともに、震災の特徴と影響について概観する。原子力発電所の事故による災害について は次稿を参照願いたい。なお、本稿でまとめた被害状況は、震災発生から2か月となる5 月11日時点までの情報である。

1. 地震・津波と被害の状況

東日本大震災では、地震そのものによる被害に加え、東北地方や関東地方の広い範囲を 襲った津波により甚大な被害が広がった。

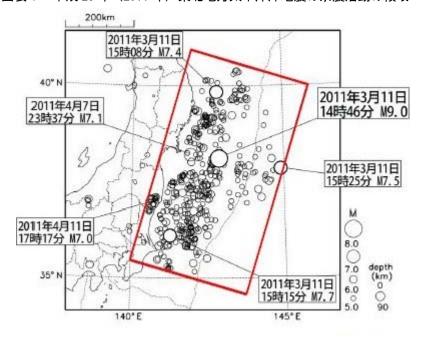
(1) 地震の概要

平成23 (2011) 年3月11日 (金) 午後2時46分頃、三陸沖を震源に発生したマグニチュード9.0の巨大地震においては、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強を観測したのを始め、東京23区でも震度5強を観測するなど、東北、関東を中心に東日本の広い範囲で強い揺れが発生した。気象庁は同日午後4時20分、この地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名した。

震源は宮城県牡鹿半島の東南東 130km 付近、北緯 38.1 度、東経 142.9 度、深さ約 24km と推定され、岩手県から茨城県にわたる長さ約 450km、幅約 200km の断層が最大 20~30m 程度滑り、震源直上の海底は東南東に約 24m移動し、約 3 m隆起した。

その後の余震活動も活発で、最大震度4以上の余震は1か月間で約100回、2か月間で約140回観測されている。主な余震としては、宮城県沖を震源とする地震(4月7日、M7.1)、福島県浜通りを震源とする地震(4月11日、M7.0)などがある。

4月1日、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所による災害について「東日本大震災」と呼称することが閣議了解された。これには、東北地方太平洋沖地震の余震の他、余震震源域の外側の、長野県北部を震源とする地震(3月12日、M6.7)や静岡県東部を震源とする地震(3月15日、M6.4)も含まれると解されている。



図表 1 平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震の余震活動の領域

(出所) 気象庁ホームページ

地震により、地盤は大きく沈下した。国土地理院の調査によると、岩手県陸前高田市で84cm 沈下したのを始め、岩手県宮古市から福島県相馬市まで、調査した全28 地点で20cm 以上の沈下が確認されている。仙台平野においては、海抜0メートル以下の面積が地震前の3kmから5.3 倍の16kmに広がり、大潮の満潮位(各月の最高満潮面の平均値)以下の面積も地震前の32kmから1.8 倍の56kmに広がった。津波により海岸堤防が損傷したこともあり、現在も漁港や市街地の浸水・冠水が続いている。

(2) 津波の概要

地震発生直後の午後2時49分に、岩手県、宮城県、福島県に津波警報(大津波)が発 令され、同日中に、その範囲は北海道から四国に至る太平洋沿岸の広い地域に拡大された。

検潮所で観測された各地の最大波は、北海道えりも町庶野で 3.5m (午後 3 時 44 分)、 岩手県宮古で 8.5m以上 (午後 3 時 26 分)、宮城県石巻市鮎川で 7.6m以上 (午後 3 時 25 分)、福島県相馬で 9.3m以上 (午後 3 時 51 分)、茨城県大洗で 4.2m (午後 4 時 52 分)など巨大なものであった。津波は、震源付近で隆起した海底から海面までの海水が巨大な水の塊となって非常に長い波長で沿岸に押し寄せるもので、猛烈なスピードとエネルギーをもって、上記の検潮所で観測された高さ以上の土地をも駆け上がった。岩手県宮古市姉吉地区では、遡上高が 38.9mに達したことが判明している²。津波は引く時も強い力で長時間にわたって引き続け、破壊した家屋などの漂流物を一気に海中に引き込んだ。押し波と引き波を繰り返し、その被害は地震のみの災害とは桁違いの広がりを見せた (3.(2)参照)。

(3)被害状況

震災発生から2か月の時点で、宮城県、 岩手県、福島県を中心に、北海道から神 奈川県まで12都道県で約15,000人の死 者が判明し、行方不明者もなお、届出が あったものだけで9,800人を超えている。 負傷者は約5,400名が確認されている。

方不明者の合計は、宮城県で約 14,900 人、岩手県で約 7,600 人、福島県で約 2,100人と、全体の99%を占めている。 今なお被害の全容把握には至っていない。 また、宮城県沖を震源とする地震(4

被害の集中する3県における死者・行

また、宮城県沖を震源とする地震(4月7日)で4名、福島県浜通りを震源とする地震(4月11日)で5名の死者の他、多数の負傷者が確認された。

図表 2 東日本大震災の被害状況

平成 23 年 5 月 10 日現在 ただしインフラ関係はピーク時

ᅜᄉ		= -	TE H 가면(소구)
区分		東日本	阪神・淡路(参考)
死者		14,941人	6,434人
行方不明者		9,882人	3人
負傷者		5,279人	43,792人
最大避難所数		2,415か所	1,153か所
最大避難者数		468,600人	316,678人
14-	全壊	83,579戸	104,906棟
住家	半壊	31,660戸	144,274棟
	一部損壊	243,661戸	390,506棟
火災		345件	293件
水道断水		220万戸以上	約130万戸
停電		約890万戸	約260万戸
ガス供給停止		約40万戸	約86万戸
固定電話不通		約100万回線	30万回線以上

(出所) 緊急災害対策本部、消防庁等の資料を基に作成

建築物被害としては、これまでに全壊83,500 戸、半壊31,600 戸、一部損壊243,600 戸 余りが判明しているが、津波により壊滅した地域があり、全容把握に至っていない。全壊戸数だけを見ても、およそ宮城県56,700 戸、岩手県17,100 戸、福島県7,200 戸の他、茨城県1,300 戸、栃木県220 戸、千葉県690 戸など、被害は広く関東にも及んでいる。

また、長野県北部を震源とする地震(3月12日)で6棟(長野県2棟、新潟県4棟)、 宮城県沖を震源とする地震(4月7日)で4棟(宮城県)、福島県浜通りを震源とする地震 (4月11日)で3棟が全壊した。

避難所に暮らす被災者の数は、ピーク時(3月14日)で約2,400か所、約468,000人に達し、震災発生2か月後もなお、約2,400か所(公営住宅等を含む)、約117,000人に上っている。うち、岩手県は約37,000人、宮城県は約34,000人、福島県は約25,000人と、多数の人が長期の避難生活を強いられている。また、3県からの県外避難も、新潟県へ約4,500人、群馬県へ約2,400人など、北海道から静岡まで18都道県に広がっている。この他に、被災したが自宅にいる人、親戚や知人宅に身を寄せている人も多数いると見られ、避難所生活の長期化に伴って被災した自宅に戻る人も増えているが、その数は不明である。

2. 政府等の対応

(1) 政府等の主な対応

3月 11 日の地震発生時、菅直人内閣総理大臣を始め全大臣は参議院決算委員会に出席中であったが、委員会室においても大きな揺れを体感したため午後 2時 50 分に委員会が休憩となり、震災対応が開始された。午後 2時 50 分、総理官邸内危機管理センターに官邸対策室を設置、緊急参集チームが招集され、午後 3時 14 分、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部が設置された。

今回設置された緊急災害対策本部は、災害対策基本法第 28 条の2第1項に基づくものであり、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合に設置され、内閣総理大臣を本部長に全大臣を本部員とするもので、その設置は今回が初例である。第1回緊急災害対策本部が決定した「災害応急対策に関する基本方針」は、①関係省庁による被害状況の把握、②人命救助を第一に、救援・救助、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くすこと、③電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧、④応急対応に必要な物資や緊急輸送路・ライフラインの復旧に必要な物資・人員確保のため、全国からの広域応援体制の確保、⑤被災地住民を始め関係者への的確な情報提供であり、この方針の下、関係各所で総力を挙げた対応を行った。

同日、岩手、宮城、茨城、福島、青 森、北海道、千葉の各道県知事は、自 衛隊の災害派遣を要請した。図表3の ように大規模な部隊等が派遣され、こ れまでに合計 26,708 人を救出した。ま た、地震発生後の早い段階から、各府 省が個別に被災自治体と連絡を取って 要望の把握を行い、職員を被災地域の 地方公共団体に派遣した。これに加え、 政府全体の取組として、被災した県・ 市町村からの国家公務員の派遣要望を 調査した上で、要望に応じて各府省の 人材を派遣する仕組みを設けた。この 他、全国各地の地方公共団体が被災地 方公共団体に対して人的支援を行って いる。

図表3 部隊、国家公務員等の派遣状況 平成23年5月10日現在

1 % 20 中 0 7 1 0 口包在				
警察庁	これまでの広域緊急援助隊等派遣総数 約33,800名			
消防庁	消防庁 にれまでの緊急消防援助隊実派遣部隊 派遣総数 約7,400隊 約28,200名			
海上保安庁	これまでの対応勢力総数 海上保安庁 巡視船艇等3,279隻、航空機 1,169機、 特殊救難隊等 1,174名			
防衛省	これまでの最大派遣規模 約107,000名 陸上自衛隊 約70,000名 防衛省 海上自衛隊 約14,400名 航空自衛隊 約21,600名 原子力災害派遣部隊 約450名			
厚生労働省	医師等の派遣 133チーム			
国家公務員(上記を除く)	延べ約32,200名 国土交通省 18,882名 警察庁 約3,700名 財務省 3,048名 農林水産省 3,009名 厚生労働省 1,335名 等			

(出所) 緊急災害対策本部及び総務省資料を基に作成

岩手、宮城、福島、青森、茨城、栃木、千葉、東京の各都県は、災害救助法の適用を決定した。厚生労働省は、今回の大震災による被害の甚大さに鑑み、被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助に当たれるよう、災害救助法の弾力的運用を行った。その内容は、被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館やホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担(被災自治体財政力に応じ5割~9割)することの明確化(3月19日)、公営住宅等を活用して避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも国庫負担の対象となることから積極的に被災者を受け入れることの要請、避難所の炊出し等については避難者に限らず住宅に被害を受けて炊事のできない者も対象であること等の周知(3月25日)などである。

政府は3月12日、東北地方太平洋沖地震による災害について、全国を対象とする激甚 災害に指定した。また、岩手、青森、福島、宮城、茨城、千葉、栃木の各県の全域並びに 長野県栄村、新潟県十日町市及び津南町に、被災者生活再建支援法を適用した。

政府は震災対応のための組織として、災害対策基本法による「緊急災害対策本部」及び

原子力災害対策特別措置法による「原子力災害対策本部」の他、被災者生活支援、原発事故による経済被害対応、電力需給対策など、個別の重要課題に関わる対策の実施組織を必要に応じて設けた。一方、多くの本部や会議が乱立し、設置の法的根拠や各々の責任と権限、相互連携の方法などが不明確との批判が国会等で挙がったことから、5月9日、組織の整理を行い、これまでの「緊急災害対策本部」と「原子力災害対策本部」に加えて、東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(5月13日提出)により「東日本大震災復興対策本部」を設けることとし、この3つの対策本部の下に各実施組織を位置付けて、指揮命令系統の明確化を図った。また、復興に向けた指針の策定に向けては、4月11日、有識者から成る「東日本大震災復興構想会議」(議長:五百旗頭真防衛大学校長)の開催を閣議決定し、6月末を目途に、復興の道筋、在り方についての提言を求めている(4.参照)。

(2) 海外支援の受入れ状況

146 か国・地域及び39の機関から支援が表明され、救助隊は26 か国・地域・機関から (現在3か国1機関が活動中)、救援物資は48 か国・地域・機関から受け入れ、寄付金は 76 か国・地域・機関から受領した。

米軍からは、在日米軍基地等を拠点に「トモダチ作戦」として空母・艦船約 20 隻、航空機約 160 機、人員 20,000 名以上が派遣された。

(3)義援金

4月6日までに、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団を通じて1,283 億8,000 万円が集まったが、配分の前提となる死者数や住家被害の全容が把握できず、配分の決定が困難な状況にあった。義援金は、国民の自発的な善意に基づき民間で集めたもので、その使用については、中央防災会議が定めた防災基本計画において、「地方公共団体が義援金収集団体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする」とされ、国が直接関与すべきものでないとされてきた。しかし、上記の事態を受けて、厚生労働省の関与の下に、学識経験者、義援金受付団体の代表者及び15の被災都道県の代表者から成る「義援金配分割合決定委員会」が設置され、4月8日に第1次分として、死者・行方不明者1人当たり35万円、住宅の全壊・全焼1戸当たり35万円、半壊・半焼18万円、原発の避難指示・屋内待避指示圏内の世帯1世帯当たり35万円を配分することが決まった。また、4月5日から9月30日までの間、政府としての義援金受付窓口を設置している。

(4)特例措置の実施

震災発生後、各府省において、被災者が本人確認書類を消失した場合も携帯電話の契約を可能にしたり、被災により転入学した児童・生徒に教科書を無償供与する、医師から処方箋を受けることが困難な場合も医薬品の販売を可能にするなど、136件に上る規制緩和等を行った³。また、5月11日までに、以下の震災関連の法律及び補正予算が成立した。

図表4 東日本大震災関連の法律及び補正予算(5月11日までに成立したもの)

成立日	名 称	内 容
3/18	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方	著しい被害を受けた地域の地方公共団体におい
	公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨	て、平成23年4月に予定されている統一地方選
	時特例に関する法律	挙の期日を延期
3/31	平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災	国会議員の歳費の月額を半年間 50 万円減額
	害からの復旧復興に資するための国会議員の歳	
	費の月額の減額特例に関する法律	
4/27	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、
	臨時特例に関する法律	消費税等に係る特例措置
	地方税法の一部を改正する法律	固定資産税、都市計画税、個人住民税、不動産
		取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例
		措置
4/28	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設	被災地方公共団体に代わって国又は県が公共土
	の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行	木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行でき
	に関する法律	る制度の創設
	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地	指定した区域の建築を制限・禁止できる期間を、
	における建築制限の特例に関する法律	災害発生の日から6か月(延長の場合、最長で
		8か月)まで延長する特例措置
5/2	平成二十三年度補正予算	応急仮設住宅の供与、災害廃棄物の処理、災害
		復旧等公共事業、自衛隊・消防・警察・海上保
		安庁の活動等に係る経費(4兆153億円)
	東日本大震災に対処するための特別の財政援助	地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社
	及び助成に関する法律	会保険の加入者負担の軽減、農林漁業者、中小
		企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成
	平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等	平成二十三年度分の地方交付税の総額の 1,200
	に関する法律	億円加算及び同加算額の全額を特別交付税とす
	**************************************	る特例措置 パタケー マンド・マード マルケー
	東日本大震災に対処するための土地改良法の特	災害復旧、除塩、区画整理等の特例措置
	例に関する法律	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
	東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農	海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選
	業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律	拳の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措
	古口大十震((()) 対加 ナスたは) アソ亜 れ中原 のか	置 財政批酬次株別会社及7%が国英共次会株別会社
	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保な図るなめの特別世界に関えては決	財政投融資特別会計及び外国為替資金特別会計
	保を図るための特別措置に関する法律	からの一般会計への繰入れの特別措置並びに鉄
		道建設・運輸施設整備支援機構及び日本高速道
		路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特
		例措置

3. 震災の特徴と影響

(1)被災者の多さと被害の広域性

被害が東日本の広範囲に及び、被害状況の把握にも非常に時間が掛かっている。また、宮城、岩手、福島の被害が甚大であるため、茨城や千葉でも相当な被害が出ている事実になかなか脚光が当たらない状況も続いた。被災者の避難先は県境を越えて全国に広がっており、その所在が把握しづらくなっている。被災者の多さや広がりに比べて自治体職員の手が足りず、義援金等の支給にも困難を伴う事態となっている⁴。

(2) 津波による壊滅的被害

津波は巨大なエネルギーをもって沿岸の町を流し去り、甚大な被害をもたらした。岩手、宮城、福島3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊し、国土地理院が航空写真や衛星画像から判読した結果、浸水した面積は、青森県下北八戸沿岸から千葉県九十九里浜沿岸までの561k㎡に達した(東京23区の面積の約9割に相当)。同院の調査によると、津波浸水範囲の土地利用別の構成は、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県の合計で、田及びその他の農地が42%、建物用地が20%、森林が7%となっており、農地及び住宅地の被害が広範にわたっている。特に、建物用地の40%以上が浸水被害を受けた市町村は、宮城県東松島市(65%)を始め、岩手県大槌町(52%)、陸前高田市(43%)、宮城県南三陸町(52%)、女川町(48%)、石巻市(46%)、山元町(47%)の7市町村に上る。

津波は鉄道、道路、空港、港湾などの社会インフラを損壊するとともに、地域の産業に大きな打撃を与えた。 3 県にある約 260 の漁港のほぼ全てが壊滅的な被害を受け、被害報告額は 3,637 億円に上る。また、農地被害面積は推計約 23,000 ヘクタールで、農業用施設の被害報告は 5,500 か所に上っている。津波により、人や車、家、漁船などがあちこちに流されたことで、捜索や復旧に非常な困難を伴うとともに、膨大な量のがれきが生じた。環境省によれば、その量は 3 県で約 2,490 万トン(岩手県約 600 万トン、宮城県約 1,600 万トン、福島県約 290 万トン)と推計され、阪神・淡路大震災の際に兵庫県で発生した量の約 1.7 倍に達すると見られる。

(3) 財政力の弱さと自治体機能の低下

被災した市町村には、小規模で財政力の弱いところが多い(平成 21 年度決算ベースの 財政力指数は全国市町村平均 0.55 に対し 0.28~0.51)。この点は、大都市神戸周辺に発生 した阪神・淡路大震災とは大きく異なる点であり、特別の財政支援が講じられた理由でも ある。加えて、岩手県大槌町では町長を含む多数の職員が、陸前高田市、宮城県南三陸町 でも多数の職員が犠牲となり、庁舎が損壊して住民基本台帳が失われるなど、被災住民へ の対応に当たるべき役場の機能自体が大きく低下した。通信手段も途絶したため、状況把 握や連絡は一層困難になった。市町村合併によって、10 年前と比べた市町村数は岩手県で 4割、宮城県で5割減少し、1 市当たりの市域が広がったこともあり、中心部から離れた 地域の状況把握や復旧は更に遅れがちになった。こうした状況に対処するため、震災直後 から、国及び各地の地方公共団体が多数の職員を派遣している(2.(1)参照)。

(4) 地震・津波・原発事故の複合災害

巨大な地震と津波の襲来により、福島県太平洋岸に立地する東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、周辺住民が長期の待避を強いられる事態となった。自然災害と原子力災害の複合災害となったことにより、救助活動やがれき処理等の応急対応にも支障が生じるなど事態は一層複雑化している。

(5) 被災地内外に広がる影響

震災により東北・関東の9製油所中6か所の製油所が停止、東北3県におけるガソリンのサービスステーションの稼働率は3月20日の時点で約53%に低下し、港湾、タンクローリー等の損傷による輸送力の低下ともあいまって、ガソリン、軽油等の燃料が被災地を中心に東日本一帯で不足した。特に被災地の東北地方は自家用車が移動手段の89%を占めており(全国平均は67%)5、ガソリン不足は支援物資の緊急輸送など様々な場面で障害となった。また、灯油の不足は、冷え込みの厳しい中での避難生活に追い打ちをかけた。政府は、民間備蓄義務の大幅な引下げを始め、西日本や北海道からのタンクローリーの追加投入、鉄道による輸送ルートの確保など緊急の対策を実施したが、末端の利用者までなかなか行き渡らない状況が続いた。

避難生活が長期化するにつれ、被災者の体力的、精神的な消耗が進んでおり、感染症対策や汚水処理施設の復旧等、衛生対策は喫緊の課題となっている。また、一般の避難者に混ざって過ごすことが難しい高齢者や障害者は、行き場の確保に苦労している。仮設住宅の提供は急務となっている。

また、震源から遠く離れた地域でも、東京湾沿岸の埋立地や埼玉、千葉、茨城各県の内陸部でも河川や湖沼沿いに液状化現象が発生し、住宅の傾斜、沈下など大きな被害が生じた。

東京 23 区において震度 5 強の揺れを記録し、鉄道網が不通になったことにより、大量の帰宅困難者が発生した。東京都は同日、避難所において食品等の給与を行う必要があるため、災害救助法の適用を決定した。翌 12 日午前 4 時までに、国や都、区市町、民間の一時受入施設は 1,030 施設用意され、受入人数は 94,001 人に上った。この他に、勤務先や宿泊施設、親戚・知人宅に泊まった人や、代替手段で翌朝にかけて帰宅した人も多数に上った。

また、震災発生直後から、主に首都圏において店頭の生活物資が品薄状態となった。3月17日、蓮舫消費者担当大臣は、停電などの影響の大きい一部商品を除き、通常と同等あるいはそれ以上の供給が確保されていると説明し、災害への不安から来る買い急ぎ、買いだめが、今最も物資を必要としている被災地への供給に支障とならないよう、消費者に冷静な行動を呼びかけた。

原子力発電所、火力発電所の多くが被災したことにより、東京電力の電力供給能力は約4割低下した。大幅な供給力不足に対処するため、3月13日に計画停電の実施が決定された。その後節電の取組が定着し、4月8日以降は原則実施しないこととなったが、冷房需要の増す夏には大幅な電力不足が見込まれている。

震災による経済的影響は、全国に及んでいる。内閣府が3月23日に発表した試算によると、被災地の資本ストック(住宅、民間企業設備、社会インフラ等)の毀損額は16~25兆円に及ぶ。また、被災地の民間企業設備の毀損による生産の減少は国全体の1%前後に当たる9~16兆円、年間GDPの減少は1.25兆円~2.25兆円で、この他に、被災地からの中間財の供給減による他地域の生産減で、GDPの減少は2011年度前半で2,500億円と試算されている。電力供給の制約による影響は、算出困難としてこれに含まれていない。震災に伴う催物や旅行の自粛など、消費の落ち込みも経済に打撃を与えている。

また、原発事故に伴う放射能汚染のおそれからくる風評被害や自粛ムードが、農業、観光業等に打撃を与えている。一部の農産物等で規制値を超える放射性物質が検出され、出荷制限等の措置が講じられているが、出荷制限の対象となっていない農作物等についても福島県産などにおいて価格が下落するとともに、日本からの輸入に際し放射線関連の検査を行うなど規制を強化する国・地域も出ている。また、訪日外国人旅行客の激減や国内旅行の自粛は、ホテル・旅館を始めとする観光産業に打撃を与えている。

一方、震災発生以来、被災地に向けて多くの義援金や救援物資が寄せられるとともに、ボランティア活動が盛んに行われている。また、過度な自粛を改め、活発に活動し消費することが被災地への応援につながるとの意識も広がっており、東北地方の産物を購入したり、ゴールデンウィークには急きょ旅行や外出を決める人も相次いだ。

4. 復興に向けた議論の始まり

政府が4月 11 日に設置した「東日本大震災復興構想会議」を始め、被災各県においても復興に向けた議論が始まっている。政府は、未曽有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、「復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である」として、復興構想会議に対し、災害に強いまちづくりや雇用・産業の再生に加え、人口減少や高齢化等の課題への取組や環境と調和するシステムの構築などの視点も含め、6月末を目途に提言の取りまとめを求めている。また、被災地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、東日本大震災復興対策本部を設置する等の措置を講ずるため、5月13日、「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案」を国会に提出した。第2次補正予算の提出時期や内容を含め、復興の行方が注目されている。

¹ 第 177 回国会参議院災害対策特別委員会会議録第 4 号 7 頁(平 23. 4. 13)

^{2『}読売新聞』夕刊(平 23. 4. 15)

³ 内閣府「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況」(平 23.4.19 公表、4.28 更新) http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/230428/item230428.pdf

^{4『}読売新聞』(平 23. 4. 30)

⁵ 旅客地域流動調査(平19年)